

「AS 番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第 14 条 (契約料)</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、別紙「<u>契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</u>」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>第 14 条 (契約料)</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>
<p>第 15 条 (AS 番号維持料)</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、別紙「<u>契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</u>」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。(後略)</p>	<p>第 15 条 (AS 番号維持料)</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。(後略)</p>
<p>第 16 条 (AS 番号移転手数料)</p> <p>被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「<u>契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</u>」の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。(後略)</p>	<p>第 16 条 (AS 番号移転手数料)</p> <p>被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。(後略)</p>

<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規約は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。 2. 第 14 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振りまたは割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。 3. AS 番号維持料の額は、経過措置として、2012 年度は 50% を減じた額、2013 年度は 25% を減じた額をそれぞれ支払うものとする。 4. 付則 3 号にかかわらず、2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 までに AS 番号の割り当てを受けた被割り当て者は、2013 年度維持料の全額を支払うこととする。 5. AS 番号維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した AS 番号維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。また、減額前の維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。 6. この規約は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。 7. この規約は、AS 番号移転手数料の導入に伴い、2014 年 6 月 2 日に改正され、2014 年 7 月 1 日より実施する。 8. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。 	<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規約は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。 2. 第 14 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振りまたは割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <u>3. この規約は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。</u> <u>4. この規約は、AS 番号移転手数料の導入に伴い、2014 年 6 月 2 日に改正され、2014 年 7 月 1 日より実施する。</u> <u>5. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。</u> <u>6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。</u>
---	---

別紙

契約料・維持料・手数料の額および支払い方法

1. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は次の表の通りとする。

課金種別	費用	請求先	支払期日
契約料	275,000 円 -(うち消費税 25,000 円)-	被割り当て者	請求書発行後 <u>1ヶ月以内</u>
AS 番号 維持料	55,000 円 -(うち消費税 5,000 円)-	被割り当て者	請求書が到着し <u>た月の翌月末</u>
AS 番号移 転手数料	1件につき 88,000 円 -(うち消費税 8,800 円)-	移転先	請求書発行後 <u>1ヶ月以内</u>

注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。

注2) AS 番号維持料は、毎年4月1日にAS 番号の割り当てを受けている被割り当て者に対して請求する。

注3) AS 番号移転手数料は、実際にAS 番号の移転を受ける前に支払うものとする。当該AS 番号移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該AS 番号移転申請にかかるAS 番号移転を承諾しない。

注4) 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は事由のいかん

(削除)

を問わず返還しない。

2. 契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料の支払い方法

契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は、当センターより前記 1「請求先」欄記載の各請求先に請求する。請求を受けた者は、前記 1「支払期日」欄記載の各支払期日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。振り込み手数料は、請求先の負担とする。

3. (削除)

4. (削除)

5. 遅延利息

被割り当て者は、AS 番号維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い AS 番号維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、一年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。